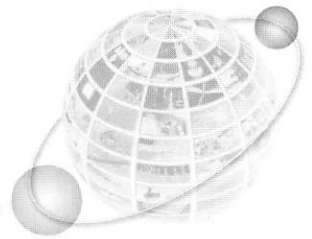


共有地の悲劇

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



環

環境問題でよく取り上げられてきた言葉が共有地（コモンズ）の悲劇である。環境・資源は有限だ。個人・組織が利己的にふるまい、好き勝手に環境・資源を消費すれば枯渇してしまう。これを防ぐためには、みなが共有地という全体の利益を考えて、自制的にふるまうべきだ。それが、この言葉の主旨である。環境・資源と異なり、行政情報は無限に作成、取得される。そのため、この言葉を持ち出すのは適切ではないようにも思える。しかし、行政情報の公開制度の運用には相応の限界がある。それを越えたとき、枯渇はしないが制度は疲弊する。

町民の大量請求



せない職員や町の疲弊は、想像に難くない。

制度を運用する側の疲弊を象徴するような事態が、岐阜県安八町で進行している。町のHPによれば人口1万4752人、05年4月に情報公開条例を施行した。特定の町民がこれを利用し、「数年で計約7300件の請求」があり、事務処理をする町側が悲鳴を上げているというのだ（20年11月2日共同通信）。

報道によれば、約7300件の内訳は「約4000件の情報公開、約3000件の行政不服審査、約3000件の住民監査」の請求だという。「総務課職員3人が対応に当たったが、請求の数が多過ぎ、他の業務に支障が出た」とのこと。出口を見出

同町も無策だったわけではない。情報公開条例を改正し、新たに権利濫用規定や公開請求手数料等を盛り込んだ改正条例が19年9月に施行されている。

ただ、条例改正は今後の備えにはなっても、まだ残る宿題（請求の処理）を解決できるわけではない。そこで、20年10月、同町はこの町民に対して「請求の取り下げや1000万円以上の損害賠償を求めて大垣簡裁に民事調停を申し立てた」という（読売新聞20年12月6日）。同紙によれば、同町は民事調停の中で①人件費など1000万円の損害賠償、②未処理となっている情報公開請求約2000件の取り下げ、③今後は乱用

的な請求を行わないことを求めているという。

課題解決の悩まし



本連載でもたびたび取り上げてきたが、特定の住民や営利目的の企業による大量請求に悩む自治体は少なくない。ただ、同町のように、民事調停を用いて請求者に損害賠償や請求の取り下げをした例は、寡聞にして知らない。

なお、この町民にも「理」がある。報道によれば、「男性は過去に町が町立保育園として利用する町有地を違法に町民に売った上で借りていた問題や、町議会の議決を経ずに町土地開発公社から買った土地を安く売却した問題などを情報公開請求によって明らかにしてきた」という（岐阜新聞20年11月15日）。

また、同紙は、当法人の三木由希子理事長の以下のコメントを紹介している。

「請求の内容や手法などによほどの問題がない限り、件数だけで乱用的な請求とは認められないのではないか」

「請求者に負担をかけることで、請求の取り下げを求めるような調停の

申し立て自体に問題がある。他の制度利用者への萎縮につながる」

町と町民のいずれか一方を理不尽と決めつけられない点に、この問題の悩ましさがある。それは安八町だけでなく自治体共有の課題でもある。共有地の悲劇を避けるために、どのような解決策があるのか私自身も悩み続けている。

滞留する審査請求

大量の案件処理に苦慮するのは自治体だけではない。国の機関の中にも同じ悩みを抱えているところがある。これは、マスメディア等で大きく取り上げられることがないため、一般に知られてはいない。しかし、総務省の公表情報の中に、その課題をみる事ができる。

同省HPの情報公開制度にかかわるページに、「施行状況調査」という情報が公表されている。これは情報公開法に基づき、「法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行うもの」である。同調査の項目は「開示請求件数、開示決定・不開示決定件

数、不開示理由の状況、処理日数の状況、不服申立て件数、訴訟の状況等」で、誰もが入手できる。

その中の18年度の「行政機関別内訳表」にあるシートタブ「II審査請求の件数と処理状況」を開くと、驚くべき数字が表れる。同年度の防衛省の処理すべき審査件数が、なんと1万4401件もあるのだ。ちなみに、すべての行政機関の処理すべき審査件数は計1万5909件、その約90%にあたる。

しかも、前年度からの持ち越しが1997件なので、18年度は新たに1万2404件の審査請求が出たことになる。とうてい単年度では処理できないため、新規請求件数と同じ1万2637件が次年度への持ち越しになる。以降のデータが公開されていないため、19年度以降どうなったか不明だが、処理済みという出口がずっと見えない状態が続いていると思われる。

なお、他の行政機関で処理すべき件数が多いのは、厚生労働省455件、外務省250件、法務省149件、文部科学省110件である。これらの機関に比べて、防衛省が抱えている審査請求の件数は異常に多い。この事実から、防衛省は国家安全

保障という業務の特殊性から秘密が多く、審査請求の件数も多いという早合点をすべきではない。件数の経年変化をみると、審査請求の多さは近年の傾向である。情報公開法は01年に施行された。初年度の防衛庁（当時）の審査請求の件数は38件に過ぎない。

また、18年度中に処理できず次年度に持ち越した1万2637件のうち、1万2408件が「処理方針、審査会への諮問準備中等」である。このことから、防衛省が審査請求を不当に留め置いているとの批判もできよう。しかし、18年度の新たな審査請求が1万2404件もあり、諮問準備には相当の日数がかかるのは仕方がない。

権利保障と公共性

以上のように、大量の審査請求が滞留している原因は、行政機関の特徴や怠慢だけでは説明できない。処理能力を超えた大量の請求があった。それが滞留の真因である。

情報公開条例の草創期に千葉県で同様の事態が起き、制度の根幹をなす不服審査が滞留したことがあった。このときは特定の請求者が教育

分野で大量の請求を行い、それに対する不服申立てを繰り返したことが原因だった。

この請求者を私が知っていたことから、機会を得て問題の深刻さを説いたことがある。「あなたの請求は善意だが、それが他の制度利用を押し出す結果になる。自制できないだろうか」という趣旨の要請もしたが、受け容れられなかった。

大量の請求には悪意はない。また、権利濫用につながるような害意はまったくない。ただ、人間は自己の関心に囚われて、他者の視点（公共性）を欠くことがある。それが、権利濫用規定や公開請求手数料の導入などの制度の改悪をもたらす悪循環を引き起こしている。

行政情報は無限だが、これを公開する制度を運用する人的資源は有限だ。情報公開制度は市民の共有地であり、特定の個人・組織のためだけにあるわけではない。その悲劇を防ぐために、制度の改悪というムチ以外の方法はないだろうか。

情報公開制度に限らず権利保障制度は共有地の悲劇を生みやすい。それを恐れて権利を規制するのではなく、権利の行使をどのように公共性につなげるのか模索を続けたい。